

農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領

平成18年3月29日17生産第8581号

生産局長通知

最終改正 令和元年5月23日

第1 目的

近年、イノシシ、シカ、サル等の野生鳥獣による農業被害が深刻化している中で、地域における農作物の被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーを農林水産省に登録し、地域の要請に応じて紹介する制度を設けるものとする。

第2 定義

この要領において「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）とは、野生鳥獣による農作物被害の防除に関する専門的な知識及び経験を有し、地域における被害防止対策の実施に際し、助言等を行うことができる者であって、第4の4の規定による登録を受けたものをいう。

第3 アドバイザーが行う助言等の内容

アドバイザーが行う助言等の内容は、以下に掲げる事項に関するものとする。

- (1) 地域における防除体制の整備
- (2) 地域における総合的防除計画の策定
- (3) 防護柵等の被害防止施設の整備
- (4) 野生鳥獣の被害を軽減する営農・農林地管理技術
- (5) 地域における被害防止対策の担い手の育成
- (6) 「広域連携産地競争力強化支援事業」の実施
- (7) その他野生鳥獣による農作物被害防止対策の推進

第4 登録の手続

- 1 地方農政局、内閣府沖縄総合事務局、地方公共団体、公的試験研究機関及び大学その他これらに準ずる公的機関は、現在又は過去の鳥獣害対策活動の実績等から判断して、野生鳥獣の生態、行動等に関する専門的知識を有すると認める者又は野生鳥獣による農作物被害の防除に関する相当の知識及び経験を有すると認める者をアドバイザーの候補者として、本人の同意を得て、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）に推薦することができるものとする。

- 2 農村振興局長は、1により推薦された者のうち、次に掲げるいずれかの要件を満たし、アドバイザーとして登録することが適切と認める者に対し、アドバイザーへの登録を依頼するものとする。
 - (1) 野生鳥獣の生態、行動等に関する専門的知識を有すること。
 - (2) 野生鳥獣による農作物被害防止対策に関する相当の知識及び経験を有すること。
- 3 アドバイザーへの登録を承諾する者は、承諾書（様式第1号）に農作物等野生鳥獣被害対策アドバイザー登録票（様式第2号）を添えて農村振興局長に提出するものとする。
- 4 農村振興局長は、3の承諾者をアドバイザーとして登録し、当該アドバイザーに対し、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録証（様式第3号）を送付するものとする。
- 5 1の推薦の受付は、原則として、初年度は年2回、次年度以降は年1回とする。

第5 登録期間等

- 1 登録の有効期間は、3年とする。
- 2 農村振興局長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該アドバイザーの登録を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽その他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
 - (2) 第7の5の規定に違反して、営利目的の活動を行ったとき。
 - (3) 罰金以上の刑に処せられたとき。
 - (4) 死亡、海外転出等の事由により連絡が不通となったとき。
 - (5) 第4の2で定める登録要件を満たさなくなったとき。
 - (6) その他本制度の信用を著しく損なったとき。
- 3 アドバイザーは、公的又は私的な理由によりアドバイザーとしての登録の継続が不可能になった場合は、速やかにその旨を農村振興局長に申し出るものとする。
- 4 農村振興局長は、アドバイザーから3の申出があった場合は、速やかに当該アドバイザーの登録を取り消すものとする。
- 5 農村振興局長は、2又は4の規定により登録を取り消したときは、速やかに、その旨を当該登録を受けている者に通知するものとする。
- 6 アドバイザーは、2又は4の規定により登録を取り消された場合は、遅滞なく農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録証を農村振興局長に返納するものとする。

第6 登録簿の作成及び管理

- 1 農村振興局長は、登録したアドバイザーに係る氏名、連絡先（住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）、専門分野、対応可能地域等の情報を記載した登録簿を作成するものとする。

- 2 1の登録簿は、農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課、地方農政局農村振興部農村環境課及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課（以下「鳥獣対策・農村環境課等」という。）で管理するものとする。
- 3 登録簿に記載された情報のうち、連絡先以外の情報については、本人の了承を得た上で、農林水産省のホームページ等により公表するものとする。
- 4 アドバイザーは、登録簿に記載された内容に変更が生じたときは、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録票を農村振興局長に再提出するものとする。

第7 利用の手続

- 1 アドバイザーに助言等を依頼しようとする者（以下「利用者」という。）は、利用申込書（様式第4号）を鳥獣対策・農村環境課等へ提出し、希望するアドバイザーに係る情報の提供を受けるものとする。
- 2 鳥獣対策・農村環境課等は、1の申込みを受けた場合には、当該利用者に対し、様式第5号により、アドバイザーに係る情報を提供するものとする。
- 3 利用者は、依頼する助言等の内容その他必要な事項について、情報の提供を受けたアドバイザーとの間で直接調整を行い、契約を締結するものとする。
- 4 利用者からアドバイザーに対して支払われる経費については、原則として、交通費、滞在費等に係る実費相当額とするものとする。
- 5 アドバイザーは、依頼された助言等に付随して営利目的の活動をしてはならないものとする。
- 6 依頼した助言等の活動に関して、データ収集等の調査が必要な場合には、利用者は当該調査の実施に積極的に協力するものとする。

第8 実績報告

農村振興局長は、本制度の利用の実態を把握するため、必要に応じ、アドバイザーに対し、依頼を受けて実施した助言等の活動の内容についての報告を求めることができるものとする。

第9 その他

- 1 本制度による登録は、国家資格の付与を意味しないものとする。
- 2 本制度を利用した個別の事案に係る調整、トラブル等に関する責任は、利用者及びアドバイザーに帰属するものとする。
- 3 農林水産省は、アドバイザー、利用者等に対して、鳥獣害対策に関連する各種情報をホームページ等により随時提供するとともに、本制度の運用に関して意見を求める等により、本制度の運用の改善に努めるものとする。

様式第1号

承諾書

令和 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

住所

氏名

印

私は、別紙のとおり農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーに登録することを承諾します。

注) 別紙として「農作物鳥獣被害対策アドバイザー登録票」(様式第2号)を添付する。

農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録票

(ふりがな) ① 氏名			
② 生年月日／性別		年 月 日生 (歳)	男・女
所属先	③名称		
	④役職		
連絡先	⑤住所		
	⑥電話番号		
	⑦FAX番号		
	⑧電子メール		
⑨ 専門分野			
⑩ 対応可能地域			
⑪ その他			

私は、上記の記載内容について、農林水産省農村振興局長が作成する登録簿に記載することに同意するとともに、以下の項目については、農林水産省のホームページ等により公表することに同意します。

〔 ①氏名、②生年月日及び性別、③所属先名称、④所属先役職、
⑨専門分野、⑩対応可能地域、⑪その他、⑫活動履歴（別添） 〕

注) 公表に同意しない項目は、二重線で削除すること。

令和 年 月 日

氏名

印

⑫ 鳥獣害対策活動等の履歴	
年・月～ 年・月	活動内容

農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録証

氏 名

生年月日 年 月 日

登録番号

登録年月日 年 月 日

有効期間 年 月 日～ 年 月 日

上記の者が農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーとして登録されていることを証明します。

令和 年 月 日

農林水産省農村振興局長 印

注) 用紙の大きさは、5.7×8.7センチメートルとする。

様式第5号

農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーに係る情報の提供について

令和 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

{ 農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課長
地方農政局農村振興部農村環境課長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった件につき、下記のとおり通知します。なお、当該情報については、申請のあった目的以外の目的への使用や第三者への無断提供を固く禁じます。

記

1. 氏名
2. 連絡先
3. その他